

あんしん さやま

- ◆成年後見人として活動しているけれども、この判断で良いのか?
- ◆親が認知症となり、同居している兄弟姉妹が親のお金を持ち出している様子だけど…
- ◆悪質商法にのせられて不必要な買い物をしてしまった…
- ◆遺言や相続の相談をしたい…

認知症高齢者や障害のある方が、判断能力が不十分なために権利が侵害されないよう、ご本人、ご家族や福祉関係者などからの生活上の悩みや困りごとに対して、弁護士が専門的な立場から問題を整理し、解決に向けて支援（助言、関係機関との調整など）します。

【お問い合わせ先（相談予約先）】

さやま成年後見センター
(社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会)
〒350-1306 狭山市富士見 1-1-11
TEL 04-2956-7665
地域福祉担当

《事業概要》

相談日：原則、毎月第1金曜日
午前10時から正午まで
(※ 年末年始、祝日を除く)

場 所：さやま成年後見センター

費 用：無料

申込み：事前予約

利用できる方：

- ①親族で成年後見人となっている方、成年後見制度の活用を考えている方、市民後見人
- ②虐待・権利侵害に対しての対処を考えている方
- ③福祉関係者（ケアマネージャー、福祉施設職員、介護職員、民生委員・児童委員 など）
など

